

新型コロナウイルス感染症
第92回 危機管理対策本部 会議次第

令和5年5月1日

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応について
- (2) 令和5年度以降の新型コロナワクチン接種について
- (3) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う考え方について
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する職員の服務上の取り扱いについて
- (5) 区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について
- (6) その他

3 閉 会

新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応について

1 経過概要及び現況

厚生労働省は令和5年4月27日付厚生科学審議会感染症部会にて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、5類感染症に位置づけることを正式に決定した。

このたびの類型変更により、感染対策や外出自粛の自己判断、医療費の自己負担、医療提供体制や検査体制の変化等、区民生活に様々な影響が生じることから、区の対応及び区内の医療提供体制の在り方を整え、移行が着実に進むよう検討が必要である。

2 今後の対応

5類移行に伴い、今まで行ってきた支援事業の整理（協議）を行い、保健所体制の適正化及び感染拡大時にも対応できる医療提供体制の構築について関係課・関係機関と検討を進める。

（1）各種事業の在り方について

国庫負担（補助）金及び都補助金を活用し、各種事業を執行しているところであるが、事業毎に補助対象期間の見通しが不透明であり、また、その時々々の感染状況による判断も必要なことから、事業継続の要否について都度検討を行う。

（2）医療提供体制の在り方について

類型変更に伴い、患者対応は原則、「行政の関与を前提としたもの」から「医療機関間の連携によるもの（病診連携又は病病連携という。）」に移行していく。

そのため、今まで患者の受入れ経験のない医療機関が、自律的に連携を行えるように、一定の行政支援を行っていく。

（3）ハイリスク者への感染拡大等への対応について

5類移行後においても、重症化リスクの高い高齢者への感染防止施策や高齢者施設のクラスター対策の継続、またウィズコロナにおける在宅介護サービスの再開を推進していく必要がある。

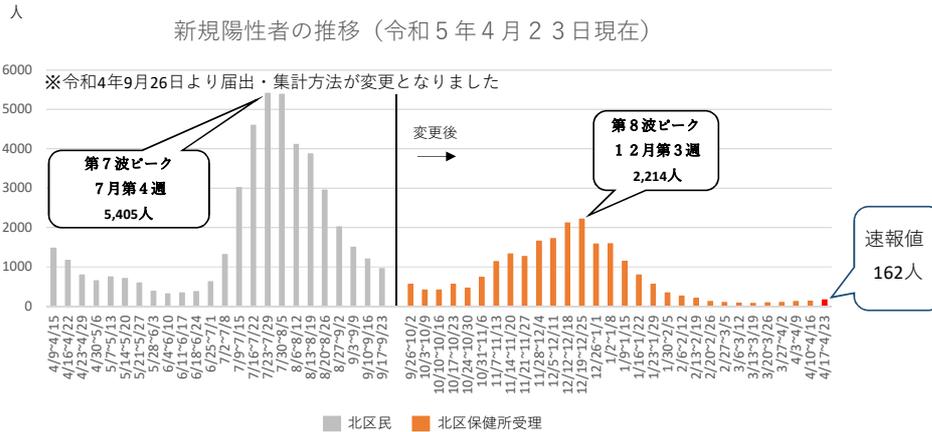
資料1 区内の感染状況

1 新規陽性者数

新規陽性者数（北区保健所受理）（【速報値】令和5年4月23日24時現在）

暫定値 令和5年4月16日(日)現在	前週：129人 令和4年9月26日以降累計：21,796人
速報値 令和5年4月17日(月)～4月23日(日)	新規：162人

2 新規陽性者の推移



3 陽性者の属性（北区保健所受理）

令和5年4月23日現在

年齢階級	新規陽性者数 4/17～4/23 (速報値)	前週比 増減	人口10万人あたり 新規陽性者数	前週 陽性者数 (暫定値)	令和4年9月26日 ～令和5年4月16日 までの累積陽性者数
0歳	2	1	80.7	1	206
1歳から4歳	3	-1	28.7	4	891
5歳から9歳	7	4	55.3	3	1,326
10歳から19歳	12	0	54.0	12	2,333
20歳から29歳	29	-3	60.7	32	3,689
30歳から39歳	31	15	58.2	16	3,500
40歳から49歳	25	10	47.0	15	3,283
50歳から59歳	22	3	47.9	19	2,474
60歳から64歳	10	5	58.0	5	900
65歳から69歳	4	1	23.6	3	662
70歳から79歳	10	-5	25.7	15	1,380
80歳から89歳	5	1	20.6	4	863
90歳以上	2	2	32.3	0	288
不明	0	0	—	0	1
計	162	33	46.1	129	21,796

令和4年4月1日時点の北区住民基本データの数値を基準としています。

4 陽性者の状況（北区民）

新規入院患者*1	8人	(令和5年4月17日～4月23日)
	294人	(令和5年累計)
	2,634人	(令和4年累計)
入院待機	2人	(令和5年4月24日午前9時時点)
宿泊療養	6人	(令和5年4月24日現在)
自宅療養*2	159人	(令和5年4月23日現在)

*1 区内医療機関に入院後に陽性と診断された区外者を含み、区外医療機関に入院後に診断された区民を含みません。

*2 北区保健所受理数や平均入院期間等から算出した推計値です。

新型インフルエンザ等感染症

発生動向

- ・法律に基づく届出等から、患者数や死亡者数の総数を毎日把握・公表
- ・医療提供の状況は自治体報告で把握

医療体制

- ・入院措置等、行政の強い関与
- ・限られた医療機関による特別な対応

患者対応

- ・法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛（自宅待機）要請
- ・入院・外来医療費の自己負担分を公費支援

感染対策

- ・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み
- ・基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策

ワクチン

- ・予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種

5類感染症

- ・定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表
- ・様々な手法を組み合わせた重層的なサーベイランス（抗体保有率調査、下水サーベイランス研究等）

- ・幅広い医療機関による自律的な通常の対応
- ・新たな医療機関に参画を促す

- ・政府として一律に外出自粛要請はせず
- ・医療費の1割～3割を自己負担
入院医療費や治療薬の費用を期限を区切り軽減

- ・国民の皆様の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる
- ・基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施

- ・令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種
 - 高齢者など重症化リスクが高い方等：年2回（5月～、9月～）
 - 5歳以上のすべての方：年1回（9月～）

資料3 5類感染症移行に伴う東京都及び北区の対応 1 / 2

①患者・濃厚接触者対応

項目	新型インフルエンザ等感染症（～5/7）	5類感染症（5/8～）		
患者・濃厚接者	外出制限、就業制限等	<u>終了</u>	※個人の選択による自主的な感染対策	—
発生届	ハイリスク該当時のみ提出	<u>終了</u>	※定点サーベイランスへ移行	—
健康観察	【区】 直接架電・訪看ステーション委託 【都】 都フォローアップセンターにおける対応	<u>終了</u>	※緊急時は救急対応	—
健康相談	【区】 新型コロナ健康相談センター 【都】 うちさぼ東京、都FUC、発熱相談センター	<u>継続</u> (9月末)	【区】 当面継続 【都】 新型コロナ感染症相談センターを新設	国10/10
自宅療養証明	【区】 発生届該当者+過去の陽性者のみ発行可能	<u>終了</u>	※類型変更前の陽性者は遡及発行可	—
物資等支援	【都区】 パルスオキシメーター・食料等の配送	<u>終了</u>	※外出制限がかからないため自主調達	—
不通者対応	【区】 保健所職員による自宅等訪問	<u>終了</u>	※「福祉サービス」による対応へ移行	

②人員等応援体制

項目	新型インフルエンザ等感染症（～5/7）	5類感染症（5/8～）		
事務派遣 会計年度職員	発生届受理等業務に従事（21名）	<u>終了</u> (6月末)		都10/10
保健師派遣	健康観察、健康相談等業務に従事（9名）	<u>終了</u> (6月末)	※類型移行後の状況により9月末迄延長検討	国10/10
東京都応援	主税局、福祉保健局より応援（2名）	<u>終了</u> (5月末)		
医師等応援	トリアージ業務、疫学調査等業務応援	<u>終了</u>		都10/10

資料3 5類感染症移行に伴う東京都及び北区の対応 2 / 2

③検査・医療提供体制

項目	新型インフルエンザ等感染症（～5/7）	5類感染症（5/8～）	
診療体制	限られた医療機関による診療体制	終了	応招義務の整理により「幅広い医療機関における診療体制」へ移行
遠隔診療	【都】遠隔診療対応医療機関 【都区】地域における自宅療養者等への医療支援強化事業（マッチングセンター）	一部継続	【都】遠隔診療対応医療機関のみ継続
入院調整	【都区】区及び都入院調整本部による対応（都道府県による移行計画が4月中作成）	一部継続 (9月末)	原則、軽症・中等症Ⅰは「病診・病病連携」による対応。中等症Ⅱ・重症及び特別な配慮が必要な方（透析・妊婦・小児・精神・重い基礎疾患等で調整困難な方）は都本部対応。
宿泊療養	【都】都宿泊療養窓口による対応	一部継続 (9月末)	【都】自己負担による妊婦等支援型宿泊療養施設を設置（新宿地区に1施設）
移送	【区】民間救急等を活用した患者移送 【区】コロナ外来、PCR検査センターへの移送	一部継続 (9月末)	※患者本人による移送手段の確保または救急対応。維持透析患者等の搬送対応等は可能。
医療費	入院・外来医療費を公費負担	一部継続 (9月末)	【入院】高額療養費限度額を2万円減額 +コロナ治療薬公費 【外来】コロナ治療薬公費
PCR検査センター	【区】2か所設置	継続協議	【区】5月末ないし6月末での終了について協議
無料検査	【都区】抗原検査キットの無償配布 【都】無料PCR検査場	終了	※検査キットの自主的な購入・備蓄を推奨
医療機関検査	【区】入院前スクリーニングPCR検査への助成	継続	【区】当面継続
施設検査	【都区】従事者等週1回一斉PCR検査 【区】入所時・緊急時PCR検査助成	継続	【都区】従事者等週1回一斉PCR検査 【区】入所時・緊急時PCR検査助成

国10/10

国10/10

国1/2
+地方創生

Q2：新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください。

また、感染が大きく拡大している場合には、一時的により強いお願いを行うことがあります。

(1) 外出を控えることが推奨される期間

- ・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として**5日間は外出を控えること**（※2）、かつ、
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの**症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること**が推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

(2) 周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

※国資料より抜粋

Q3 : 5月8日以降の「濃厚接触者」の取扱はどのようになりますか？

令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

Q4 : 家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、どうしたらよいですか？

ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間はお自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。もし症状が見られた場合には、Q2をご覧ください。

令和5年度以降の新型コロナワクチン接種について

1 要 旨

令和5年度における新型コロナワクチン接種については、高齢者等重症化リスクの高い者を対象とする「令和5年春開始接種」、及びすべての者を対象とする「令和5年秋開始接種」が実施される。また、令和6年度以降のワクチン接種の在り方について、国は定期接種化を見据えながら、今年度検討を進めるとしている。

2 令和5年度のワクチン接種

(1) 接種スケジュール（令和5年4月現在）

			(R4)9/20	(R5)3/8	4/1	5/8	9/1	
			令和4年秋開始接種	令和5年春開始接種（5/8～8月末）			令和5年秋開始接種（9月以降）	
追加接種	12歳以上	65歳以上 基礎疾患あり 医療従事者等	3～5回目接種 【オミ株2価（ノババックスも可）】	3～6回目接種 【オミ株2価（ノババックスも可）】			3～7回目接種 【使用ワクチンは今後検討】	
		上記以外	3～5回目接種 【オミ株2価（ノババックスも可）】	接種対象外			3～6回目接種 【使用ワクチンは今後検討】	
	5～11歳 （小児）	基礎疾患あり	3回目接種 【従来株】	3～4回目接種 【オミ株2価】	3～5回目接種 【オミ株2価】			3～6回目接種 【使用ワクチンは今後検討】
		基礎疾患なし	3回目接種 【従来株】	3～4回目接種 【オミ株2価】	〈接種開始時期を踏まえ継続〉			3～5回目接種 【使用ワクチンは今後検討】
初回接種	12歳以上		1・2回目接種【従来株】					
	5～11歳（小児）		1・2回目接種【従来株】					
	6か月～4歳（乳幼児）		1～3回目接種【従来株】					

(2) 令和5年春開始接種

- ①対象者 初回接種を完了しているうち、以下の方
- ・高齢者（65歳以上）
 - ・基礎疾患等重症化リスクが高いと医師が認める者
 - ・医療従事者、高齢者施設や障害者施設等の従事者
- ②接種期間 5月8日（月）～8月末（予約開始5月1日～）
- ③接種間隔 最終の接種から3か月以上
- ④ワクチン
- ・オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー/モデルナ）
 - ・武田社ワクチン（ノババックス ※従来株ワクチン）

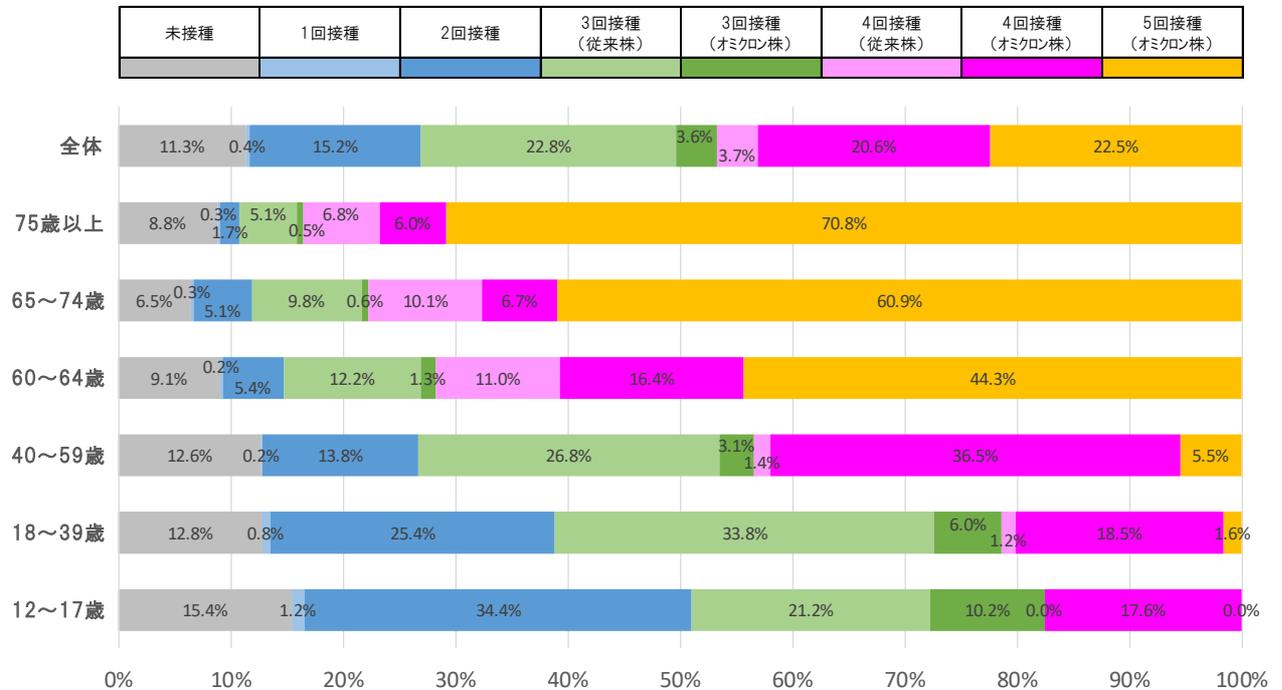
(3) 令和5年秋開始接種（予定）

- ①対象者 初回接種を完了しているすべての方
- ②接種期間 9月～12月
- ③接種間隔・使用ワクチン 未定

3 今後のワクチン接種について

- 令和5年度は特例臨時接種（自己負担なし）の期間を1年間延長（令和6年3月末まで）。
- 国は、今後の接種について、短期間で集中的に接種を促進するような状況は見込まれないとし、コロナワクチン接種の定期接種化を見据えた、個別接種（個別医療機関における接種）を中心とした体制への移行を進める方針としている。
- 区では、ワクチン接種センター（東京北医療センター・明理会中央総合病院・花と森の東京病院）、基本型接種施設（主に病院）、サテライト型接種施設（主に診療所）の3類型による体制で接種を実施しており、5月からの春開始接種及び9月からの秋開始接種についても、基本的な枠組みは同じに、現状の接種体制を維持する。
- なお、秋開始接種に向けては、感染状況や使用するワクチンの内容（供給スケジュールやワクチンの取扱方法等）を踏まえ、より最適な接種体制について検討・協議を進める。

【参考】接種状況（接種回数・年代別）（4月25日現在）



- 全体の約5割がオミクロン株対応2価ワクチンを接種済み。
- 60歳以上は、約8割が4回以上接種済み。
- このほか、小児（5～11歳）は、初回接種済みが4,298人（25%）、3回目接種済みが1,912人（11%）。
乳幼児（6カ月～4歳）は、初回接種（3回セット）済みが554人（4%）。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う考え方について

新型ウイルス感染症の5類移行に伴い、「東京都北区庁内における新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策」を踏まえ、令和5年5月8日以降におけるマスク着用等の考え方について、以下の整理をする。

I. 職員の新型コロナウイルス感染症等予防対策

1. 手洗い等の励行について

- ・職員は手洗い、手指消毒を励行する。

2. 発熱等体調不良時に勤務を控えることについて

- ・職員は、体調がすぐれない場合は無理をせず出勤を控え、職場内での感染拡大の未然防止に努める。

3. マスクについて

- ・勤務中のマスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- ・ただし、区民や職員について、重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）の感染を防ぐため、不特定多数と接触する窓口業務などの場面や、医療機関・高齢者施設等への訪問時などの場面では、マスクを着用することを推奨する。

II. 庁内環境等の整備

1. 建物入口への手指消毒液の設置について

- ・多くの人が入り出る区役所等の主要な入口においては、アルコール手指消毒液を設置するよう努める。

2. 換気の励行について

- ・空調稼働している場合であっても、熱中症等室内温度に配慮しつつ、適宜、窓や扉を開放し換気に努める。
- ・併せて、加湿器を用いる等、空気の乾燥を避ける措置に努める。

3. トイレの表示について

- ・蓋が閉まる洋式トイレを設置している場合「蓋を閉めて流して下さい」等の表示に努める。
- ・トイレで石鹸を備え付けている洗面台では、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、トイレ後は石鹸を用いて丁寧に手洗いを行って下さい」等の表示に努める。

Ⅲ. 来庁者への対応

1. 手指消毒の勧奨について

- ・建物に立ち入る際には、入口に設置しているアルコール手指消毒液による消毒について、掲示物の掲出等により勧奨に努める。

2. 飛沫防止対策について

- ・各職場の状況に応じ、飛散防止フィルムやアクリルパネルを挟んで対応することを可能とする。

3. 待合スペースにおける密集の回避

- ・電話・郵送・ファックス・Eメールやオンラインシステムなどによる受付を推奨する。
- ・事前予約制や、窓口の混雑状況をお知らせするシステムを活用するなど、待合スペースにおける密集を回避する仕組みを推奨する。

Ⅳ. その他

- ・新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は、全国的に下げ止まりから直近では増加に転じていることから、当面の間、新型コロナウイルス感染症を理由とした時差勤務を継続する。
- ・職員がPCR検査を受診することになった場合や、職員が陽性と判断された場合等における、防災・危機管理課、広報課、保健予防課への報告は、原則として不要とする。
- ・この考え方に記載のない事項で、国、東京都の方針が発出されているものは、それに準拠することとする。

(参考)

危機管理対策本部決定
令和2年10月23日
(令和5年3月6日修正)

東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策

この「東京都北区庁内における新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策」(以下、「本庁内共通対策」という。)は、区民の皆さまが安心して区庁舎を利用していただくとともに、来庁者の方々及び区職員間での感染拡大を防止するため、東京都北区が全庁をあげて実践する具体的な対策を取りまとめたものである。

策定にあたっては、庁内全職場に実施したアンケート及び庁内各部の代表者で構成された検討会での議論を経て、新型コロナウイルス感染症第危機管理室対策本部第25回本部会議で決定したものである。

本庁内共通対策については、限られた職員配置の中で、区民サービスの維持・向上を目指しながら、新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止にも取り組む必要があることから、実践可能且つ効果的な内容となるよう配慮した。

職員の皆さんには、本庁内共通対策を着実にお取り組みいただくようお願いする。

I. 職員の新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ予防対策

1. 手洗いの徹底

- 区職員は手洗い、手指消毒を励行する。
- 特に、昼食をはじめとする食事の前とトイレ使用後については、必ず石鹸で入念に手洗いを行う。
- 特に、建物入庁時には、必ず入口に備え付けられたアルコール手指消毒液による消毒を行う。
- 特に、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした消毒作業を行った際、ゴム手袋を外した後は必ず石鹸で入念に手洗いを行う。

【解説】

新型コロナウイルスの感染ルートの最たるものは、ウイルスが付着している手で、自身の目や口に触れることである。手を清潔に保つことが重要であるため、職員は手洗い・手指消毒を徹底することとする。また、タオルの共用やジェットタオルの使用は不可とする。ペーパータオルの設置等については、衛生対策上は望ましいものであるが、使用後のペーパータオルをトイレに流し破損するといった事態が少なからず発生していることから、職員各自が清潔なハンカチ等を携行し使用することとする。

2. 発熱等体調不良時に勤務を控えることについての徹底

【解説】

発熱等体調不良を覚えながらも他者と接触することで、感染が広がったケースが数多く報告されている。職員は、体調がすぐれない場合は無理をせず出勤を控え、職場内での感染拡大を未然に防ぐことが重要である。併せて、所属長等においては、体調不良のある職員に出勤を求めず、また、勤務中に体調不良となった際には、直ちに他者との接触を回避させるための指示等が求められる。

3. マスクについて

- ・勤務中のマスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、区民や職員について、重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）の感染を防ぐため、不特定多数と接触する窓口業務などの場面では、マスクの着用を推奨することとし、医療機関・高齢者施設等への訪問時などの場面ではマスクを着用することとする。

4. その他

- ・特に、帰宅直後は手洗いとうがいを実施する。

II. 庁内環境等の整備

1. 建物入口への手指消毒液の設置

- ・特に、多くの人の出入りのある区役所や北とびあ、赤羽会館、滝野川会館等の主要な入口においては、手をかざすことにより非接触でアルコール手指消毒液が噴霧される機器を適正な個数設置する。

2. 換気の徹底

- ・空調稼働している場合であっても、熱中症等室内温度に配慮しつつ、最大限窓や扉を開放し換気を行う。
- ・窓等がないパーティションで仕切られたスペースにおいては、必ず30分に1回ドアを開け、換気を行う。
- ・複数人数で車両に乗車する場合は、常に窓を開け換気を行う。天候の状況

によっては、車内空調を効果的に使用しながら、窓の開け方を工夫する。

3. その他

- ・蓋が閉まる洋式トイレを設置している場合「蓋を閉めて流して下さい」等の表示を行う。
- ・トイレで石鹸を備え付けている洗面台では、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、トイレ後は石鹸を用いて丁寧に手洗いを行って下さい」等の表示を行う。
- ・室内では加湿器を用いる等、空気の乾燥を避ける措置を講じる。

Ⅲ. 来庁者への対応

1. 手指消毒の積極的な勧奨

- ・建物に立ち入る際には、入口に設置しているアルコール手指消毒液により必ず消毒を行っていただくよう、掲示物の掲出や職員による声掛けを行う。
- ・各窓口等においても、対応する職員が、必ず対応開始時に先ず、手元に設置してあるアルコール手指消毒液による手指消毒実施の協力を求める。

2. 飛沫防止対策

- ・窓口において、2m以上の間隔を確保することが困難な場合、飛散防止フィルムやアクリルパネルを挟んで対応することとする。
- ・受付の番号札の配布等を担当している職員で、来庁される方と飛散防止フィルム等を挟んでの対応が困難な場合は、フェイスシールドを着用することを推奨する。
- ・特に、体調不良をきたしている来庁者及び区民の方等と対応する場合は、職員はフェイスシールドを着用することを推奨する。

3. 待合スペースにおける密集の回避

- ・可能な限り来庁を控えてもらうため、電話・郵送・ファックス・Eメール

やオンラインシステムなどによる受付を推奨する。

- 多くの方が密集する状況を回避するため、事前予約制や、窓口の混雑状況をお知らせするシステムを活用するなど、受付の順番が近くなってから、窓口付近に来ていただくような仕組みを推奨する。
- 近隣の待合スペースに余裕がある場合は、そちらでの待機を案内する。
- 前述の諸対策をもってしても、密集が回避できない場合は、臨時の待合スペースの確保に努めるとともに、長期的な対策が必要な場合は、必要に応じて庁舎内のレイアウトを見直す等の対策を検討する。

IV. 対策実行の確保

- 各職場の所属長は、週に1回定期的に、全職員に対して本庁内共通対策の確実な実践を呼びかける。
- 新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部の事務局を所管する危機管理室防災・危機管理課では、定期的に全職員に対し、本庁内共通対策を意識し、適切に実践しているかを確認するためのアンケートを行う。



5北総職第 号
令和5年5月 日

各所属長様

総務部長 中澤 嘉明
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する職員の服務上の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する職員の服務上の取扱いに関しては、令和3年3月11日付2北総職第3344号、令和3年6月30日付3北総職第1737号、令和4年7月27日付4北総職第2095号において周知していますが、下記のとおり変更します。職員（再任用、会計年度任用職員を含む）への周知をお願いいたします。

記

1 服務上の取り扱い

新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、一定期間の自宅療養及び外出自粛を求めていましたが、令和5年5月8日以降、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行される予定であり、これにより外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられます。

これまで職員が新型コロナウイルス感染症にり患した場合などは、事故欠勤として取り扱ってきましたが、下記のとおり変更します。

	5月7日まで	5月8日以降
①職員がり患した場合	事故欠勤	年次有給休暇 病気休暇など
②職員に発熱等の風邪症状が見られ、症状等に鑑みて任命権者が当該職員を職務に就けることが適当ではないと判断した場合		
③職員にり患の疑いがあり、任命権者が当該職員を職務に就けることが適当ではないと判断した場合		
④新型コロナウイルス感染症対策に伴い、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業等の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
⑤新型コロナウイルスワクチン接種に伴う発熱等の副反応により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		

	5月7日まで	5月8日以降
⑥新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合 において勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
⑦国が実施する新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体調査（※）を受ける場合において、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 （※【参考】令和4年2月2日～3月6日の第4回調査以降、実施していません）	職務専念 義務免除	年次有給休暇 など

2 取扱い変更日

令和5年5月8日（月）から変更

3 留意事項

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症患者は法律に基づく外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられますが、令和5年5月1日に危機管理対策本部で決定されたとおり、体調がすぐれない場合は無理をせず出勤を控え、職場内での感染拡大の未然防止に努めるようにしてください。

参考に厚生労働省のホームページに掲載している「感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&A（5月8日以降の取扱）」を添付します。

4 問い合わせ先

総務部職員課人事係 電話3908-8031 内2231～3

感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&A①

Q1：新型コロナウイルス感染症は、他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

新型コロナウイルス感染症では、鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差がありますが、**発症2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出している**といわれています（参考1）。

発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、**特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意**してください（参考2）。

また、排出されるウイルス量は発熱やせきなどの症状が軽快するとともに減少しますが、症状軽快後も一定期間ウイルスを排出するといわれています。

参考1 国立感染症研究所のデータによれば、感染力のあるウイルスを排出する患者の割合は、症状が続いている患者も含め、発症日を0日目として8日目（7日間経過後）で15%程度、11日目（10日間経過後）で4%程度となります。

参考2 国立感染症研究所のデータによれば、感染力のあるウイルスを排出する患者について、発症日を0日目として3日間程度は平均的に高いウイルス量となっていますが、4日目（3日間経過後）から6日目（5日間経過後）にかけて大きく減少し、ウイルスの検出限界に近づきます（6日目（5日間経過後）前後のウイルス排出量は発症日の20分の1～50分の1）。一般に、ウイルス排出量が下がると、他の人にうつしにくくなると言われています。

感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&A②

Q2：新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください。

また、感染が大きく拡大している場合には、一時的により強いお願いを行うことがあります。

(1) 外出を控えることが推奨される期間

- ・特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として

5日間は外出を控えること（※2）、

かつ、

- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの**症状が軽快して**

24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること

が推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

(2) 周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

※ 学校における取扱いについては、文部科学省においてパブリックコメントを実施予定。

Q3：5月8日以降の「濃厚接触者」の取扱はどのようになりますか？

令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

Q4：家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、どうしたらよいですか？

ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間のご自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。もし症状が見られた場合には、Q2をご覧ください。

区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における 新型コロナウイルス感染症への対応について

1 区立小・中学校、区立幼稚園・こども園に関する感染及び臨時休業の状況 (令和5年2月1日～4月30日)

(1) 幼児・児童・生徒及び教職員の感染者数(延べ人数)

	2月	3月	4月	計
こども園 ・幼稚園	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)
小学校	116 (9)	13 (2)	25 (2)	154 (13)
中学校	12 (0)	4 (0)	10 (1)	26 (1)
合計	129 (9)	17 (2)	36 (3)	182 (14)

※教職員には会計年度任用職員を含み、委託事業者従業員・学童クラブ職員を除く

※()内は教職員の人数(内数)

(2) 臨時休業・学年閉鎖等の状況

なし

2 令和5年4月以降の北区立学校園におけるマスク着用の考え方を見直し等について

文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(以下、「文科省マニュアル」という。)が改定され、令和5年4月の新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方を見直し等についての方針が示されたことを踏まえ、北区立学校園におけるマスク着用等の考え方や、感染のリスクが比較的高い学習活動の実施に当たっての感染症対策等について取扱いを定め、3月22日付で学校及び保護者等への周知を行った。

あわせて、感染者が発生した場合に北区教育委員会からお知らせしていた保護者

配信メールは、現下の感染状況や今後感染症法上の位置付けの変更が予定されていることを踏まえ、3月24日をもって配信を終了した。

(1) マスク着用の考え方を見直しについて

- ・学校教育活動に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・児童等の主体的な選択を尊重し、教職員がマスクの着脱を強いることのないように留意するとともに、児童等の中でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- ・部活動等も含め、学校教育活動の中で、感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、大声での会話を控える、触れ合わない程度の距離を確保するなど、活動の場面に応じた一定の感染症対策を行う。
- ・入学式等の儀式的行事においても、参加者に対してマスクの着用を求めないことを基本とする。座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での参加人数の制限や時間の短縮等は必要ない。

(2) 効果的な換気の実施について

- ・文科省マニュアルに従い、引き続き、効果的な換気を実施する。

(3) 給食等の食事をする場面における対策について

引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないよう児童等に指導する。適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、または、向かい合わせにする場合は対面の児童等の中に一定の距離（1 m程度）を確保する等措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。

3 令和5年5月8日の感染症法の位置付け変更以降の対策の見直しについて

5月8日に新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けの変更が行われることに伴い、5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策等について、4月28日付で文部科学省より通知が発出され、東京都教育委員会教育長より同日付で通知があった（主な内容は（1）（2）のとおり）。

これを踏まえ、北区立学校・園における取扱いを決定し、学校及び保護者等への周知を行う。

(1) 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

- ・文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定について通知があった（主な改定内容は以下のとおり）。今後の学校における感染症対策については、これを参考に、学校の実情に応じた対応をお願いしたい。
- ・5類感染症への移行に伴い、東京都教育委員会が策定した「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営におけるガイドライン（都立学校）」ほか関連通知を廃止する。

【学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方】

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと。また、これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること。

○ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じることが考えられること。

【新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置】

○ 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと。（そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付5教総総第340号）を参照）

○ 学校の臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと。

（2）学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について

【改正の概要】

- ①新型コロナウイルス感染症の第二種の感染症への追加
- ②新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定
- ③施行期日：令和5年5月8日から施行

【学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項】

○ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等の出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること。

- 出席停止解除後、発症から 10 日間を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。
- 出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと。

【その他の留意事項】

- 令和 5 年 5 月 8 日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなるため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと。
- 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、合理的な理由があると校長が判断する場合には、従来どおり、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能であること。（医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断された場合も同様）
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、児童生徒・保護者に対する周知・呼びかけを行うこと。その際、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はないこと。
- 児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる検査を求めることのないようにすること。

第81回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和5年4月28日（金）17時00分から
都庁第一本庁舎 8階災害対策本部室

- 1 開会
- 2 状況報告・各局報告
- 3 本部長指示
- 4 閉会

- 1 -

感染状況・医療提供体制の分析（令和5年4月26日時点）						【令和5年4月28日 モニタリング会議】
区分	モニタリング項目 ※①～④は7日間移動平均で算出	前回の数値 （4月19日公表時点）	現在の数値 （4月26日公表時点）	前回との比較	これまでの最大値	項目ごとの分析
感染状況	①新規陽性者数※1 （うち65歳以上）	1,166.0人 （151.6人）	1,389.3人 （180.4人）	↑	32,099.9人 （2022/8/3）	総括コメント 感染状況の推移に注意が必要である
	②#7119（東京消防庁救急相談センター）※2 における発熱等相談件数	60.9件	68.3件	↑	257.9件 （2022/7/25）	感染状況に関する各指標から、当面は感染拡大が続く可能性が高いと思われる。感染症法上の5類への移行後も、換気の励行、場面に応じたマスクの着用などの、基本的な感染防止対策を継続する必要がある。 個別のコメントは別紙参照
	③検査の陽性率（PCR・抗原） （検査人数）	8.3% （8,816人）	9.6% （9,338人）	↑	52.2% （2022/8/7）	
医療提供体制	④救急医療の東京ルール※3の適用件数	81.7件	77.1件	→	309.7件 （2022/7/24）	総括コメント 通常の医療との両立が可能な状況である
	⑤入院患者数 （病床数）	553人 （3,256床）	641人 （3,268床）	↑	4,459人 （2022/8/20）	入院患者数は増加傾向にあるが、現時点では、通常医療との両立が可能な状況である。5類への移行に向けて、都民が安心して医療を受けられるよう、幅広い医療機関が診療できる体制を構築する必要がある。 個別のコメントは別紙参照
	⑥重症患者数 人工呼吸器管理（ECMO含む）が必要な患者 （病床数）	5人 （200床）	4人 （202床）	→	297人 （2021/8/28）	

※1 医療機関及び東京都陽性者登録センターから報告のあった新規陽性者数の合計を計上（都内の空港・海空港検疫にて陽性が確認され、都に報告された分を除く）
 ※2 「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診療可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口
 ※3 「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案

【参考】VRSデータによる 都民年代別ワクチン接種状況 （令和5年4月25日現在）	都内全人口			12歳以上			高齢者（65歳以上）			
	2回目	3回目	追加接種対応	2回目	3回目	追加接種対応	2回目	3回目	4回目	追加接種対応
	81.1%	67.6%	42.1%	87.7%	73.7%	46.3%	93.5%	90.5%	83.3%	75.8%

- 2 -

審議事項

- 3 -

基本的対処方針及び対策本部の廃止、措置の終了

国の動き

厚生労働大臣が感染症法に基づき、
5月8日に新型コロナウイルス感染症を5類に位置づけることを公表

特措法の対象外となるため政府対策本部において
基本的対処方針を廃止

特措法の規定により閣議において
政府対策本部を廃止

都の対応（案）

都民・事業者への要請・協力依頼を終了

【現在の要請等の内容】

- ①都民向け : 基本的な感染防止対策の徹底等
- ②事業者向け : 業種別ガイドラインの遵守、
非認証店の時間・人数の制限 等
- ③イベント : 規模要件に沿ったイベント開催

都対策本部を廃止

■特措法第25条

政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、
遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

※併せて、審議会・モニタリング会議を廃止
※職員による全庁的な応援体制は5月末で終了

- 4 -

5類移行後の都の対応方針

- 5 -

5類移行後の都の対応方針

【サステナブル・リカバリー】

都民の命と健康を最優先に、かつての日常を取り戻すだけでなく、コロナとも共存した活気あふれる東京を確かなものにしていく。

- ①高齢者等のハイリスク層を守るため必要な支援体制を当面継続するとともに、幅広い医療機関で受診できる体制に段階的に移行する。
- ②個人や事業者が状況に応じて自主的に判断できるよう、コロナの感染防止対策など感染症に関する情報をきめ細かく発信する。
- ③あらゆる感染症のリスクに対し、機動的に対応できる体制を維持する。

- 6 -

都の対応①
**保健・医療提供体制の
段階的移行**

- 7 -

**5 類移行後の医療体制
－ 移行計画 －**

- 8 -

5 類移行後の医療体制

幅広い医療機関がコロナ患者の診療に対応する体制に移行

発熱外来の取扱い	幅広い医療機関がコロナ患者の診療に対応する体制に移行するまで、現在の「診療・検査医療機関」を「外来対応医療機関」に名称変更した上で、医療機関名等の公表は継続
医療機関における感染対策の見直し	関係学会等の感染対策ガイドラインに沿いつつ、安全性だけではなく、効率性も考慮した対応に見直し 〔 個人防護具はサージカルマスク、フェイスシールド、手袋を基本とし、ガウンは必要時のみ装着 等 〕
応招義務	患者が発熱や上気道症状（くしゃみ、鼻水、喉の痛み、せき 等）を有している、あるいは、コロナへの感染が疑われることのみを理由とする診療の拒否は、「正当な事由」に該当しない。

- 9 -

5 類移行後の外来医療体制

都内の外来対応医療機関 — 約5,000 機関（4/21時点）

都のホームページで医療機関の一覧（リスト・マップ）を公表



インフルエンザの診療を行っている医療機関（約900 機関）等、上記以外の医療機関も順次、外来対応医療機関に登録

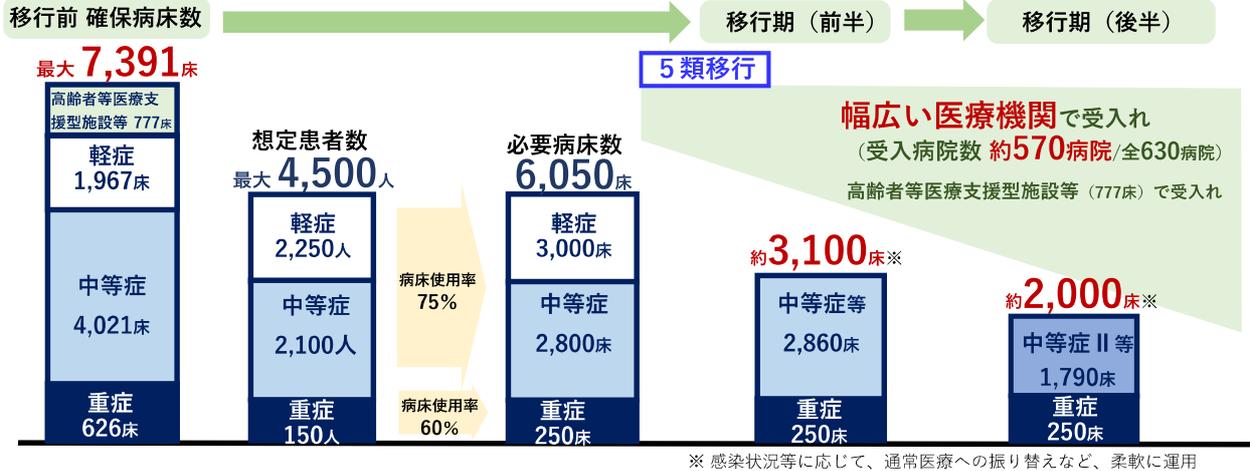
（感染防止対策のためのパーティション等の設備整備を支援



- 10 -

移行期における病床の確保

- ✓ 5類移行後から9月末までの確保病床は、症状の重い方や特別な配慮が必要な方(透析・妊婦等)に重点化
- ✓ 移行期を2段階に分け、確保病床を減床しつつ、幅広い医療機関でコロナ患者を受け入れる体制に段階的に移行
- ✓ 後半への移行は、感染状況や医療提供体制の状況等を踏まえて判断



- 11 -

入院体制・入院調整体制

入院体制

- より多くの医療機関で患者を受け入れるための体制づくりを都が独自に支援
(病院における介護人材確保や院内の感染防止対策など)
- 病院のゾーニングなど設備整備の支援対象を確保病床をもつ病院以外にも拡大
(簡易陰圧装置や個人防護具などの導入)
- 医療機関における感染防止対策の研修実施を支援
- 感染拡大した場合に機動的に対応できる体制を確保
(転院促進、要介護高齢者・障害者の受入促進)

入院調整体制

- 他の疾病と同様に、病病・病診連携を促進
(医療機関が実施する入院調整を新たに評価【診療報酬上の特例】、既存のネットワーク(透析、周産期など)の活用)
- 中等症II以上患者及び透析、妊婦、小児、精神、重い基礎疾患等で入院調整が困難な方を対象とした保健所・都による入院調整は継続(9月まで)

- 12 -

その他（自宅療養体制など）

相談・自宅療養体制

- **東京都新型コロナ相談センター**を開設（最大750回線）
 - ・発熱等の症状があり、かかりつけ医がいない方からの相談、医療機関案内
 - ・自宅療養中の体調急変時の健康相談、必要に応じて地域の医療機関や往診医を紹介 等

高齢者対策

- ◎ **高齢者等のハイリスク層を守るため、以下の取り組みを継続**
- 施設の感染制御・業務支援体制：**即応支援チーム派遣体制**（10施設/日）
- **高齢者施設等職員の頻回検査**（週2～3回）
- **高齢者等医療支援型施設（8施設692床）**
→介護度の高い高齢者を受け入れるとともに、救急患者にも対応
- **酸素・医療提供ステーション（85床）**
→要介護2までの高齢者や救急患者を受け入れ
- **高齢者・妊婦支援型宿泊療養施設（約300室）**
→独居等高齢者を受け入れ
- **高齢者施設等への往診チーム派遣**

- 13 -

高齢者等医療支援型施設等について

- ✓ **高齢者等医療支援型施設、酸素・医療提供ST、高齢者・妊婦支援型宿泊療養施設は、高齢者等のハイリスク層を守るため、全施設を当面継続**
- ✓ 入院患者との公平性の観点から、入院時食事療養費の標準負担額相当を自己負担
【負担額（1食あたり）】原則：210円、70歳以上で一定の所得以下：100円、生活保護世帯等：0円

<高齢者等医療支援型施設>

赤羽 95床(うち人工透析10床)



世田谷玉川 102床



渋谷 100床



青山 91床



足立東和 74床



八王子めじろ台 70床



滝野川 60床



府中 100床



- 14 -

5月8日以降のワクチン接種

- 高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者等 ⇒ 2回接種(5月8日～8月末に1回、9月以降に1回)
- 上記以外の5歳以上の方 ⇒ 1回接種(9月以降) ※接種を希望する方は、5月7日までに接種を。
- 接種費用の自己負担なし

都・大規模接種会場

	接種対象	接種日時	
都庁北 展望室	12歳以上	木・金・土・日 <small>※5/1～3は実施 5/13は休業</small>	13時～18時30分 (金は20時まで)
	小児(5～11歳)	日	16時30分～17時30分
	乳幼児(6か月～4歳)	日	15時～16時
三楽病院	小児(5～11歳)	火・金	15時30分～16時30分
	乳幼児(6か月～4歳)	火・第2・4金曜日	13時30分～15時30分
	ドライブスルー接種希望者	金(月2回)	17時～18時

※初回接種は、5月8日以降も実施

5類移行後の保健・医療提供体制 (全体像)

5類移行後（6月末まで）の医療提供体制①

外来体制等	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できるよう、必要となる感染対策や準備を講じつつ段階的に移行 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱患者等の診療に対応する医療機関を外来対応医療機関（診療・検査医療機関から名称変更）として指定・公表を継続、更なる拡充に向けて協力を呼びかけ（4/21時点：約5,000機関） ・診療所の検査機器整備の支援対象を、診療・検査医療機関以外にも拡大【拡充】 ・診療所のパーティションなど設備整備の箇所数を拡大【拡充】 ・感染防止対策の内容や応招義務の整理等について医療機関へ周知 ・感染拡大した場合に機動的に対応できる体制を確保 （休日小児診療、PCRセンター、都臨時オンライン発熱等診療センター）
	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都新型コロナ相談センターを開設（最大750回線）【新規】 （発熱相談センターの相談機能、フォローアップセンターの健康相談機能、うちさぼの相談機能を統合） <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状があり、かかりつけ医がいない方からの相談、医療機関案内 ・自宅療養中の体調急変時の健康相談、必要に応じて地域の医療機関や往診医を紹介 ・感染に関する不安など一般的な相談に対応
周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○低リスク者の自己検査・自宅療養を都民に呼びかけ ○検査キットの購入・備蓄を都民に呼びかけ

- 17 -

5類移行後（6月末まで）の医療提供体制②

診療・検査体制	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い医療機関が新型コロナ患者の診療に対応する体制へと段階的に移行 <ul style="list-style-type: none"> ・診療所の検査機器整備の支援対象を、診療・検査医療機関以外にも拡大【拡充】【再掲】 ・診療所のパーティションなど設備整備の箇所数を拡大【拡充】【再掲】 ・感染防止対策の内容や応招義務の整理等について医療機関へ周知【再掲】 ・医療機関における感染防止対策の研修実施を支援【新規】
	<ul style="list-style-type: none"> ○集中的検査は、高齢者等のハイリスク層を守るため継続（高齢者施設、障害者施設、医療機関等）
	<ul style="list-style-type: none"> ○検査キットの購入・備蓄を都民に呼びかけ【再掲】
自宅療養体制	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都新型コロナ相談センターを開設（最大750回線）【再掲】 （発熱相談センターの相談機能、フォローアップセンターの健康相談機能、うちさぼの相談機能を統合） <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状があり、かかりつけ医がいない方からの相談、医療機関案内 ・自宅療養中の体調急変時の健康相談、必要に応じて地域の医療機関や往診医を紹介 ・感染に関する不安など一般的な相談に対応
	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設への往診チーム派遣を継続 （自宅療養者には、相談センターが体調急変時の健康相談に対応、必要に応じて地域の医療機関や往診医を紹介）

- 18 -

5類移行後（6月末まで）の医療提供体制③

医療機関 への入院 等	<ul style="list-style-type: none"> ○9月末までの移行計画を策定し、幅広い医療機関が入院患者を受入れ、入院調整も医療機関間で調整する体制へ段階的に移行 ・移行期間前半：中等症Ⅰ以上の患者を中心に病床を確保（約3,100床）、確保病床を有しない医療機関による軽症患者の受入れを促進 ・移行期間後半：中等症Ⅱ以上の患者を中心に病床を確保（約2,000床）、確保病床を有しない医療機関による軽症・中等症Ⅰ患者の受入れを促進 ・より多くの医療機関で患者を受け入れるための体制づくりを支援（病院における介護人材確保など）【新規】 ・病院のゾーニングなど設備整備の支援対象を拡大（確保病床をもつ病院以外にも拡大）【拡充】 ・医療機関における感染防止対策の研修実施を支援【新規】【再掲】 ・中等症Ⅱ以上患者及び透析、妊婦、小児、精神、重い基礎疾患等で入院調整が困難な方を対象とした保健所・都による入院調整を継続（中等症Ⅰ以下は病病・病診連携へ移行、秋以降は重症者等の移行促進） ・既存のネットワーク（透析、周産期など）の活用による病病・病診連携の促進 ・病病・病診連携による入院調整に向けた準備【新規】 ・都民や医療従事者に対する後遺症への理解促進（最新の知見の提供、企業向けリーフレット作成）【拡充】 ・感染拡大した場合に機動的に対応できる体制を確保（転院促進、要介護高齢者・障害者の受入促進）
	○ 高齢者等医療支援型施設全8施設を継続 （692床）（赤羽、世田谷玉川、渋谷、青山、足立東和、八王子めじろ台、府中、滝野川）
	○ 酸素・医療提供STを救急のひっ迫状況に応じて再開できる体制を継続 （立川85床）
宿泊療養施設	○ 高齢者・妊婦支援型を継続 （約300室）

- 19 -

5類移行後（6月末まで）の医療提供体制④

高齢者 対策	○ 高齢者施設等入所者の確実な接種推進 ：接種計画の策定促進・ ワクチンバス継続 （最大5チーム）
	○施設の感染制御・業務支援体制の継続： 即応支援チーム派遣体制 （10施設/日）
	○ 高齢者施設等職員の頻回検査 （週2～3回）を継続、高齢者施設への入所者用検査キット購入支援を継続【再掲】
	○ 高齢者等重い基礎疾患等で入院調整が困難な方の保健所・都による入院調整 を継続【再掲】
	○病病・病診連携による入院調整に向けた準備【新規】【再掲】
	○ 高齢者等医療支援型施設8か所全てを継続 （赤羽、世田谷玉川、渋谷、青山、足立東和、八王子めじろ台、府中、滝野川）【再掲】
	○高齢者への対応力を強化した 酸素・医療提供ST （立川85床）を救急のひっ迫状況に応じて再開できる体制を継続【再掲】
	○ 感染拡大した場合に機動的に対応できる体制を確保 （転院促進、要介護高齢者の受入促進）【再掲】
子ども 対策	○ 感染拡大した場合に機動的に対応できる体制を確保 （休日小児診療）【再掲】
	○小児を対象とした 保健所・都による入院調整 を継続【再掲】
	○ 小児・乳幼児のワクチン接種推進 （都庁北展望室、三楽病院）
保健所支援	○都職員の派遣（5月末まで）、都保健所での人材派遣の活用、保健所デジタル化の推進

- 20 -

5類移行後（6月末まで）の医療提供体制⑤

モニタリング・サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ○東京iCDC及び医療体制戦略ボードなど専門家を含めた健康危機管理体制を継続 ○全数把握から、定点把握へ移行 ○項目を整理し、感染状況等のモニタリングと専門家による分析を継続
ワクチン・治療薬	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな変異株の発生に備えた監視体制を継続（規模を見直し） ○高齢者等のハイリスク層や医療従事者等は2回接種（5月8日～8月末に1回、9月以降に1回）、接種が可能な5歳以上の全ての方は1回接種（9月以降） ○高齢者・障害者施設入所者の確実な接種推進：接種計画の策定促進・ワクチンパス継続【再掲】 ○都・大規模接種会場の運営継続（都庁北展望室、三楽病院） ○小児・乳幼児の接種推進（都庁北展望室、三楽病院）【再掲】 ○新型コロナ治療薬（パキロピッド、ゾコーバなど）の公費支援を継続 ○一般流通する新型コロナ治療薬を適切に在庫し、速やかに患者に提供できる薬局のリストを公表（約2,800機関）

都の対応② 感染防止対策などの情報発信

活気あふれる日常に！



都が感染防止対策を一律に求めるのではなく

個人・事業者の状況に応じた自主的な判断と取組が基本

- ・手洗いや換気などの基本的感染防止対策は、引き続き有効
- ・高齢者等のハイリスク層がいる場面などでは、マスク着用を推奨
医療機関の受診、高齢者施設への訪問など

- 23 -

5類移行後、発熱などの症状がでたら

- ・ **ハイリスク層の方**（高齢者、基礎疾患がある方、妊婦等）や、**症状が心配**など受診を希望する方は、早めに**医療機関に連絡**
- ・ それ以外の方は、**医療機関に行く前**に、予め備蓄した**検査キット**で**自ら検査**

陽性の場合

- ・ **症状が軽い方**は**自宅等で療養**を開始
- ・ **症状が心配な方**は医療機関を**受診**

陰性の場合

- ・ **症状に応じて**医療機関を**受診**
- ・ **症状がある間**は、マスク着用など、**基本的な感染防止対策**を実施

- 受診する際、**かかりつけ医がいる方**は、**まずはかかりつけ医に相談**
- かかりつけ医がない場合**、**都のホームページ**で**近隣の医療機関を検索**

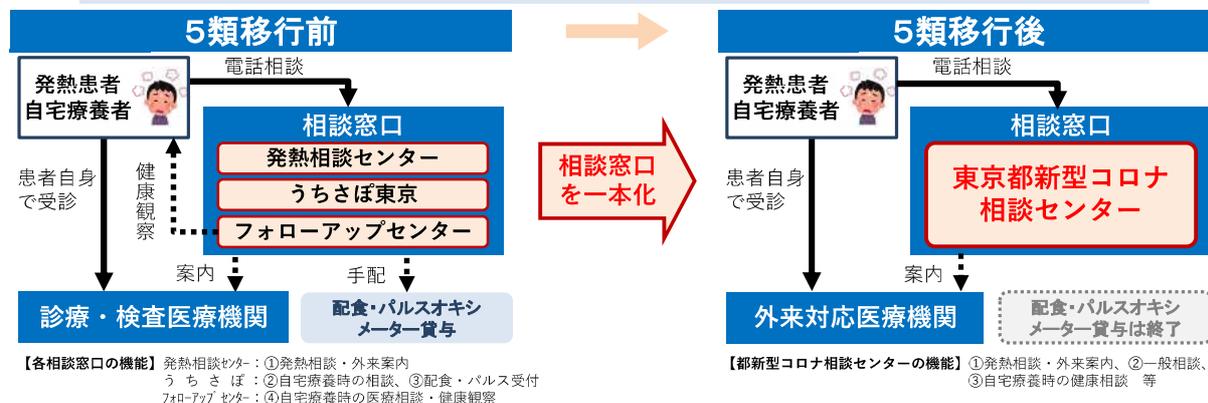


- 24 -

東京都新型コロナ相談センター

○医療機関の受診や、療養中の体調不安などの相談に対応（最大750回線）

0120-670-440（毎日・24時間）



その他の相談窓口 #7119（救急相談センター） #8000（小児救急相談）

5類移行後の療養

5類移行後は、法律に基づく外出の自粛は求められない（※）が、発症後5日間かつ症状軽快後24時間程度を経過するまでは外出を控えることを推奨

※濃厚接触者に特定されることはなくなり、外出の自粛を求められることもない。

（同居のご家族がコロナに感染した場合は、ご自身の体調に注意）

5類移行後の療養の目安

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
症状のある方	発症日	外出を控えることを推奨 〔発症日を0日目として5日間〕 かつ 症状軽快後24時間程度					周りの方にうつさないよう配慮 ・マスクの着用 ・高齢者等のハイリスク層との接触を控える。 等				
症状のない方	検体採取日	外出を控えることを推奨 〔検体採取日を0日目として5日間〕									

学校の対応

5 類移行後の学校教育活動における対応

国の通知を踏まえ、以下の対応等を各都立学校へ通知（区市町村へも周知）

○感染に伴う出席停止期間の基準の見直し

⇒ 「**治癒するまで**」から「**原則 5 日間**」へ

（学校保健安全法施行規則の一部改正）

○今後の感染症対策の取扱い

⇒ **平時の基本的な対策のみ実施**

- ・換気や手洗いなどを除き、特段の感染症対策は講じない
- ・マスクの着用を求めないことが基本（4月からの取扱い）

5 類移行に係る情報発信

都民・事業者への対応方針等の発信

- 都が感染防止対策を一律に求めるのではなく、個人・事業者の状況に応じた自主的な判断と取組が基本という感染防止対策の考え方を、**多様な媒体を用いて幅広い対象や年齢層に発信**

媒体等	知事動画	メッセージスライド	ポスター
SNS、WEB広告			
ホームページ、デジタルサイネージ			
公共施設、町会・自治会等で掲示(区市町村を通じ)			
広報東京都 5月号・6月号			(記事掲載)
8万店超の飲食店(コロナ対策リーダーを通じ)			
業界団体(約300団体)を通じ傘下の各事業者			
防災アプリ、東京アメッシュ	(7ヶ所通知/川口パナ)		



※画像は3月のもの

- 令和5年度の**ワクチン接種に関する情報**も、上記媒体等を活用し分かりやすく周知

感染動向や医療提供体制等の都民への情報提供

- 5 類移行後も**感染動向等を的確に把握**し、福祉保健局ホームページ等で都民への情報提供を継続（新型コロナウイルス感染症対策サイトは5月8日で更新を停止）
- **専門家による分析結果**も毎週木曜日に公表
- 5 類移行後の**医療提供体制や公費負担等の都民生活に関わる情報**も、ホームページで分かりやすく発信
- Twitter新型コロナアカウントやLINEパーソナルサポートでの情報発信も当面継続

5 類移行後の主要モニタリング項目(公表内容)			
項目	公表頻度	公表日	専門家に係る更新
感染動向	毎日	毎日	○
医療提供体制	毎日	毎日	○
公費負担	毎日	毎日	○
分析結果	毎週	毎週木曜日	○

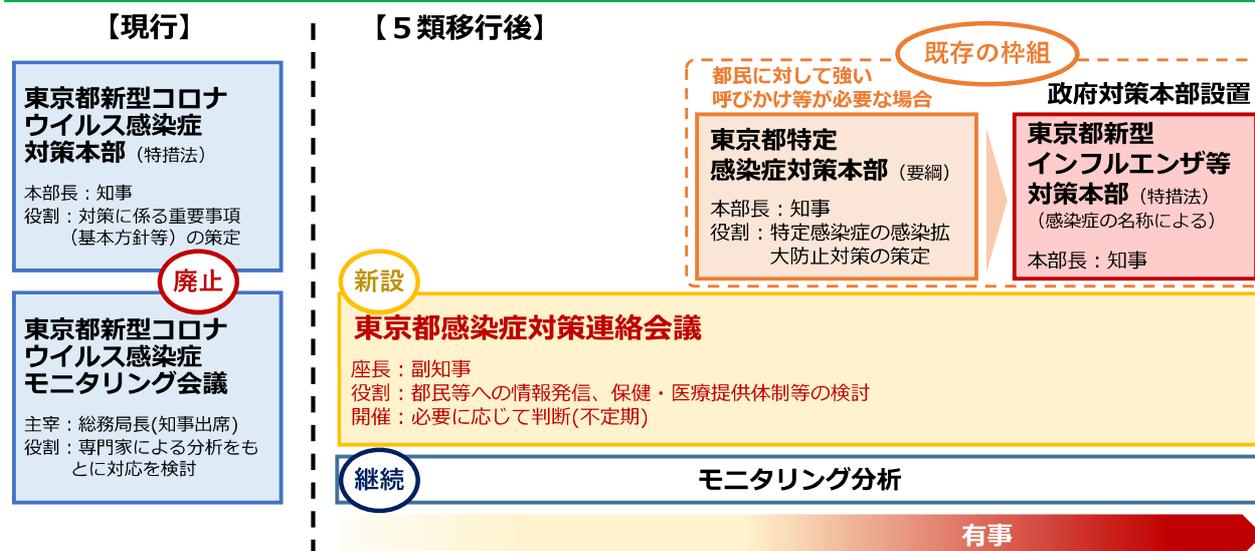
※画像はホームページイメージ

都の対応③

5類移行後の体制

- 29 -

5類移行後の感染症に係る都の体制について



- 30 -

東京都感染症対策連絡会議の新設について

- 新型コロナの5類移行後、未知の感染症を含むあらゆる感染症に対して、常時備え、必要な対策を速やかに検討、実施に繋げていくため、**新たな連絡会議を設置**

会議の開催

- 感染の急拡大時
- 医療提供体制の拡充等が必要な場合
- 新たな感染症の発生が確認された時 等
(新型コロナの変異株も含む)

- ✓ 感染状況等に応じて開催を判断
- ✓ 開催は不定期

検討内容

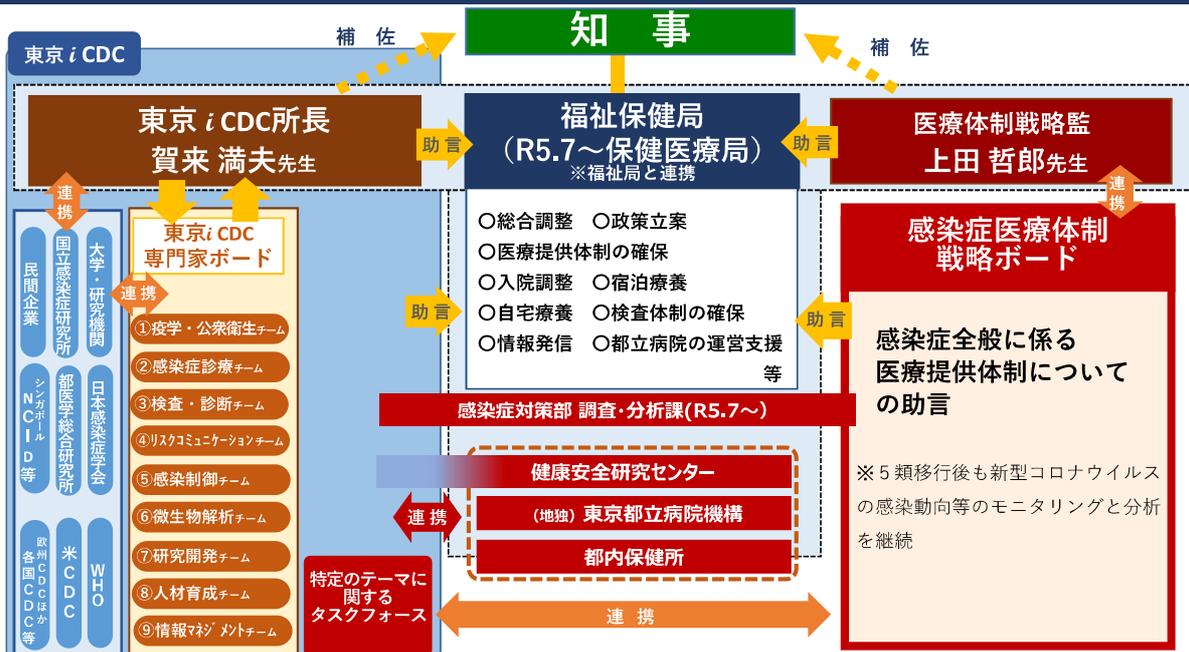
感染症全般に係る以下の事項について検討(新型コロナ、サル痘、梅毒、エボラ出血熱など)

- 都民等への情報発信(感染対策等の呼び掛け)
- 医療提供体制の拡充等
- その他

構成

- 座長：副知事(福祉保健局所管)
- 副座長：福祉保健局長・健康危機管理担当局長
- 委員：福祉保健局技監、福祉保健局関連部長及び関係局部長級 等
※ 委員以外の者にも出席を求め、意見を聴くことも可

新型コロナ5類移行後の体制(令和5年5月8日～)



各局からの報告

- 33 -

5類移行に伴うコロナ対策関連事業の取扱いについて

① 5類移行に伴い終了 54事業

コロナへの直接の対応として実施している事業等

・東京版新型コロナ見守りサービス、「徹底点検 T O K Y O サポート」プロジェクト 等

② 国の方針等に基づき対応（全国一律）16事業

国の方針・財源により実施している事業等

・病床確保支援事業、大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチンの集団接種事業 等

③ 継続（経過措置等を含む）139事業

5/8以降も当面引き続き対応が必要な事業等

・新型コロナウイルスに感染した妊産婦への相談支援、都立病院における「コロナ後遺症相談窓口」、テレワークオンラインセミナー、オンライン就職支援事業 等

※「東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ」をはじめ都のHP等を通じて、終了時期等を周知

- 34 -

事業者の皆様へ

これまで活用してきたパーティションの取扱い

パーティションについては、引き続き感染対策として活用するほか、**資源の有効利用の観点から**以下をご参考にお取り扱いください。

- ①「できる限り保管」をお願いします。
- ②リサイクル等については、日頃、**廃プラスチックの処理を委託している事業者等へご相談ください。**
- ③**処理業者が見つからない場合には、下記のお問い合わせ先にご相談ください。**

【お問い合わせ先】

一般社団法人 東京都産業資源循環協会

○電話 03-5283-5455 (代表)

・受付時間 平日 10時～16時

・休業日 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月5日

- 35 -

守ろう東京・新型コロナ対策医療支援寄附金

○寄附件数、金額（令和2年4月～令和5年4月21日）

6,451件 約17億2千万円

○用途

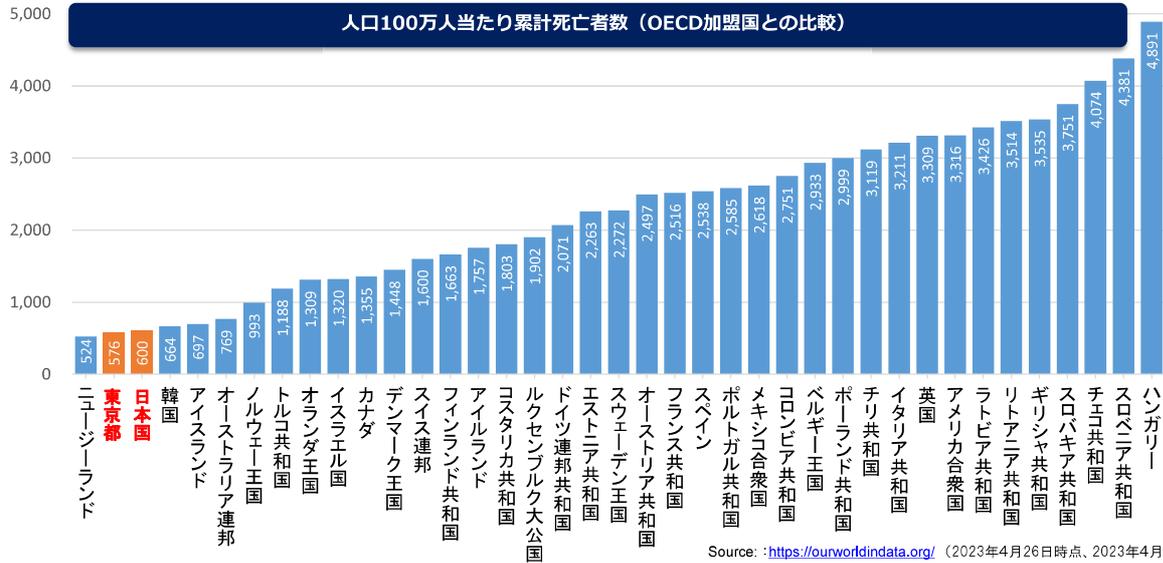
医療用マスク、抗原検査キットなどの購入に活用

新型コロナ5類移行に伴い、**令和5年5月7日**で募集終了

皆様からの心温まるご厚意に対して厚く感謝申し上げます。

- 36 -

世界各国と日本・東京の感染状況の比較



参 考

5類移行に伴うコロナ対策関連事業の取扱いについて

① 5類移行に伴い終了

事項	局名	5類移行後
助成・給付 貸付等	高齢者施設事業継続支援事業	福保 終了
	障害者支援施設等事業継続支援事業	福保 終了
	保護施設等における事業継続支援事業	福保 終了
	東京都児童福祉施設等従事職員宿泊先確保支援事業	福保 終了
	学校の臨時休業に伴う学童クラブ緊急対策	福保 終了
	タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業	産労 終了
	感染症対策サポート助成事業	産労 終了
	新型コロナウイルスワクチン接種等雇用環境整備支援事業	産労 終了
	エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業	産労 終了
	高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業	産労 終了
	中央卸売市場経営強靱化推進事業 (感染症対応枠)	市場 終了 (感染症対応枠を除く他の区分は、 一般施策として継続)

① 5類移行に伴い終了

	事項	局名	5類移行後
相談・派遣等	新型コロナ・オミクロン株コールセンター	福保	終了（東京都新型コロナ相談センターでの対応を継続）
	新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル	産労	終了
	新型コロナウイルスに関する緊急就職相談ダイヤル・相談窓口	産労	終了
	新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口（資金繰り（融資）・経営に関する相談）	産労	終了
	感染症拡大防止協力金等コールセンター	産労	終了
情報提供等	東京版新型コロナ見守りサービス	デジ	終了
	「徹底点検 T O K Y O サポート」プロジェクト	総務	終了
	コロナ対策リーダー	総務	終了
	感染防止徹底宣言ステッカー	総務	終了
	事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン	総務	終了

- 39 -

① 5類移行に伴い終了

	事項	局名	5類移行後
その他	令和2年4月8日付「緊急事態宣言」発令による開示請求等に係る開示決定等の期限について（通知）	総務	終了
	とちょう保育園の一部サービス制限	総務	終了
	小笠原村における水際対策としての乗船前PCR検査	総務	終了
	新型コロナウイルス感染症対策審議会	総務	終了
	新型コロナウイルス感染症対策モニタリング会議	総務	終了
保健・医療提供体制等	東京都発熱相談センター	福保	終了（東京都新型コロナ相談センターへ統合）
	医療従事者特殊勤務手当支援事業	福保	終了
	医療従事者宿泊先確保支援事業	福保	終了
	代替医師派遣体制確保支援事業	福保	終了
	休業等医療機関継続・再開支援事業	福保	終了
	PCR検査等の保険適用に伴う自己負担分の費用負担	福保	終了

- 40 -

① 5類移行に伴い終了

	事項	局名	5類移行後
保健・医療 提供体制 等	濃厚接触者・有症状者への抗原検査キット配布	福保	終了
	PCR等検査無料化事業	福保	終了
	地域外来・検査センターの体制強化事業	福保	終了
	陽性者登録センターの運営	福保	終了
	ゴールデンウィークの入院体制確保事業	福保	終了
	ゴールデンウィークの診療・検査体制及び調剤体制の確保 支援事業	福保	終了
	感染症の診査に関する協議会（新型コロナ）	福保	終了
	宿泊施設活用事業	福保	終了
	入所判定委託	福保	終了
	自宅療養の適切な実施に向けた支援（うちさば東京含 む）	福保	終了（うちさば東京は東京都新型コロナ相 談センターへ統合）
	地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業	福保	終了

- 41 -

① 5類移行に伴い終了

	事項	局名	5類移行後
保健・医療 提供体制 等	助産師による自宅療養中の妊産婦への健康観察事業	福保	終了
	診療・検査医療機関による健康観察等支援	福保	終了
	自宅療養者への往診体制の強化	福保	終了
	保健所支援体制の強化	福保	終了
	新型コロナウイルス感染症のPCR検査に係る民間検査委託	福保	終了
	新型コロナウイルスワクチン職域接種促進事業	福保	終了
	新型コロナウイルス治療薬投与等を受ける患者の搬送	福保	終了
	往診による中和抗体薬治療促進事業	福保	終了
	東京都新型コロナウイルス治療薬等コールセンター	福保	終了
	新型コロナウイルスワクチン接種促進キャンペーン事業	福保	終了
	重点医療機関等設備整備補助事業	福保	終了

- 42 -

② 国の方針等に基づき対応（全国一律）

	事項	局名	5類移行後
助成・給付 貸付等	私立幼稚園における感染拡大防止のための経費補助	生文入	国の方針に合わせて対応（ 全国一律の方針に基づき実施していく事業 ）
	小学校の臨時休校等に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業	福保	国の方針に合わせて対応（ 全国一律の方針に基づき実施していく事業 ）
	児童養護施設等における感染防止対策等事業	福保	国の方針に合わせて 継続
	保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業	福保	国の方針に合わせて 継続
	待機児童解消区市町村支援事業	福保	国の方針に合わせて 継続
	保育環境改善等事業（感染症対策のための改修整備等事業）	福保	国の方針に合わせて対応（ 全国一律の方針に基づき実施していく事業 ）
	公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業	教育	国の方針に合わせて対応（ 全国一律の方針に基づき実施していく事業 ）
その他	生活困窮者自立支援制度	福保	国の方針に合わせて対応（ 全国一律の方針に基づき実施していく事業 ）

- 43 -

② 国の方針等に基づき対応（全国一律）

	事項	局名	5類移行後
保健・医療 体制等	病床確保支援事業	福保	国の方針に合わせて 継続
	感染症入院患者医療費等の公費負担（新型コロナ）	福保	国の方針に合わせて一部 継続
	超低温冷凍庫（ディープフリーザー）配送保管	福保	国の方針に合わせて 継続
	新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター	福保	国の方針に合わせて 継続
	新型コロナウイルスワクチン副反応専門診療相談窓口運営事業	福保	国の方針に合わせて 継続
	新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業	福保	国の方針に合わせて区市町村事業へ移行
	大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチンの集団接種事業	福保	国の方針に合わせて 継続
	感染症発生動向調査事業	福保	国の方針に合わせて 継続

- 44 -

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5 類移行後
助成・給付 貸付等	一時滞在施設における感染症対策（都立・民間施設への資機材配備・購入費用補助）	総務	一般施策として当面 継続
	乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業	都整	国事業の実施状況等を踏まえ、令和5年度については 継続
	無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成	福保	経過措置として当面の間 継続
	新型コロナウイルス感染症緊急対応資金融資利子補給	福保	利子負担軽減を図るため令和6年まで 継続
	介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	福保	ハイリスク層を守るため当面 継続
	障害福祉サービス等提供体制の継続支援事業	福保	ハイリスク層を守るため当面 継続
	高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業	福保	ハイリスク層を守るため当面 継続
	障害者（児）施設の感染症対策推進事業	福保	ハイリスク層を守るため当面 継続
	新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業	福保	ハイリスク層を守るため当面 継続
	高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業	福保	ハイリスク層を守るため当面 継続

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5 類移行後
助成・給付 貸付等	子供食堂推進事業	福保	一般施策として 継続
	障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業	福保	ハイリスク層を守るため当面 継続
	中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	産労	引き続き 継続
	飲食事業者の業態転換支援	産労	引き続き 継続
	宿泊施設テレワーク利用促進事業	産労	引き続き 継続
	テレワーク推進強化奨励金	産労	引き続き 継続
	妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業	産労	12月28日まで申請 受付
	キャリアリスタート支援事業 ※令和4年度まで実施の「雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進事業」	産労	引き続き 継続
	新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進事業	産労	9月30日まで申請 受付

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5 類移行後
助成・給付 貸付等	新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走全国・伴走対応）	産労	引き続き継続
	新型コロナウイルス感染症対応農林漁業特別対策資金	産労	引き続き継続
	宿泊施設テレワーク利用支援事業（日帰り型） ※令和4年度まで実施の「宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供（区部・多摩）」	産労	引き続き継続 （夏の旅行シーズンは募集を停止）
	宿泊施設テレワーク利用支援事業（宿泊型） ※令和4年度まで実施の「社会と家族を守る宿泊型テレワークによるBCP支援事業」	産労	引き続き継続 （夏の旅行シーズンは募集を停止）
	事業転換・業態転換等支援融資	産労	引き続き継続
	飲食事業者向け経営基盤強化支援	産労	引き続き継続
	新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資	産労	引き続き継続

- 47 -

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5 類移行後
助成・給付 貸付等	観光資源の保全等のための支援事業	産労	引き続き継続
	観光関連事業者向け安全・安心確保支援事業	産労	引き続き継続
	グループ交流等促進観光支援事業	産労	引き続き継続
	アドバイザーを活用した観光事業者支援事業	産労	引き続き継続
	宿泊施設活用促進事業	産労	引き続き継続
	外国人旅行者受入に係る経営活力向上支援事業	産労	引き続き継続
	都内観光促進事業（もっとTokyo）	産労	6月30日まで継続
相談・派遣 等	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター	総務	「東京都新型コロナ感染対策コールセンター」に名称変更の上、当面継続
	新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談	総務	当面継続
	新型コロナウイルス感染症による入院・宿泊療養に際してのペットに関する相談について	福保	東京都動物愛護相談センターでの対応を継続

- 48 -

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5類移行後
相談・派遣等	新型コロナウイルスに感染した妊産婦への相談支援	福保	経過措置として当面の間継続
	妊産婦向け助産師相談	福保	一般施策として継続
	都立病院における「コロナ後遺症相談窓口」	福保	後遺症への対応を継続
	高齢者施設での新型コロナ発生時の応援職員派遣事業	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	代替職員の確保による障害福祉従事者の応援体制の強化	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	障害者支援施設等での新型コロナウイルス集団感染発生時等の職員応援派遣事業	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	障害者支援施設等での新型コロナ発生時の応援職員派遣事業	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	施設内療養を行う高齢者施設へのリハビリテーション職員派遣事業	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	施設内療養を行う障害者施設等へのリハビリテーション職員派遣事業	福保	ハイリスク層を守るため当面継続

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5類移行後
相談・派遣等	ひとり親家庭就業推進事業	福保	一般施策として継続
	医療・福祉事業所内メンタルヘルスセルフケア等スキル向上支援事業	福保	一般施策として継続
	高齢者施設等の感染制御・業務支援体制強化	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、継続
	職員応援派遣体制確保事業	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口（資金繰り（融資）・経営に関する相談）	産労	引き続き継続
	テレワークオンラインセミナー	産労	引き続き継続
	オンライン就職支援事業	産労	引き続き継続
	女性再就職支援事業等 ※令和4年度まで実施の「早期再就職緊急支援事業」	産労	引き続き継続
	新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業	産労	5月31日まで継続

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5 類移行後
相談・派遣等	雇用創出・安定化支援事業	産労	引き続き 継続
	業界連携再就職支援事業	産労	引き続き 継続
	事業承継等の経営課題に対するオンライン相談	産労	引き続き 継続
	事業再生特別相談窓口	産労	引き続き 継続
	BCP策定支援事業	産労	引き続き 継続
	新型コロナウイルス感染症に関する休業支援金・給付金、雇用調整助成金の特例措置、学校等休業助成金に関する相談	産労	5月31日まで 継続
期限猶予等	東京都の土地区画整理事業等に伴う移転資金貸付金の償還猶予（対象：既借受者）	都整	猶予措置を9月30日まで 延長
	中央卸売市場の市場業者向け光熱水費の支払い猶予	市場	猶予措置を9月30日まで 延長
	中央卸売市場の市場使用料の支払い猶予	市場	猶予措置を9月30日まで 延長
	河川占用料の納付期限猶予	建設	猶予措置を9月30日まで 延長
	都立公園・霊園の占用料等の納付期限の猶予	建設	猶予措置を9月30日まで 延長

- 51 -

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5 類移行後
期限猶予等	道路占用料の納付期限猶予	建設	猶予措置を9月30日まで 延長
	東京都の道路・河川・公園整備等に伴う移転資金貸付金の償還猶予（対象：既借受者）	建設	猶予措置を9月30日まで 延長
	港湾及び海岸保全区域に係る占用料等の納付期限猶予	港湾	猶予措置を9月30日まで 延長
	海上公園に係る占用料等の納付期限猶予	港湾	猶予措置を9月30日まで 延長
	島しょの港湾、漁港等に係る占用料等の納付期限猶予	港湾	猶予措置を9月30日まで 延長
	島しょの空港、調布飛行場に係る使用料等の納付期限猶予	港湾	猶予措置を9月30日まで 延長
	東京ヘリポートに係る使用料等の納付期限猶予	港湾	猶予措置を9月30日まで 延長
	水道料金・下水道料金の支払い猶予	水道 下水	猶予措置を9月30日まで 延長

- 52 -

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5類移行後
情報提供等	東京都 新型コロナ対策パーソナルサポート（LINE）	福保	一定期間継続
	「こころといのちの相談支援 東京ネットワーク」窓口一覧	福保	一般施策として継続
	新型コロナウイルス感染症自宅療養者向けハンドブック	福保	HPの公開を継続
	新型コロナウイルス感染症 後遺症リーフレット	福保	後遺症への対応を継続
	診療・検査医療機関一覧	福保	外来対応医療機関に名称変更し継続
その他	私立学校におけるPCR検査の実施	生文ス	特別支援学校等を対象に当面継続
	失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供	福保	一般施策として継続
	東京iCDC専門家ボード	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、継続
	東京iCDC情報基盤整備	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、継続
	東京都感染症医療体制戦略ボード	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、継続

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5類移行後
その他	都立学校における新型コロナウイルス感染症対策事業	教育	基本的な感染症対策を継続
	入学選抜における感染症対策	教育	一般施策として継続
	感染症対策を講じた安全・安心な教員採用選考等の実施	教育	基本的な感染症対策を継続
保健・医療提供体制等	医療施設施設・設備整備費補助事業	福保	コロナとの共生基盤構築のため当面継続
	救急・周産期・小児医療体制確保支援事業	福保	コロナとの共生基盤構築のため当面継続
	回復患者等搬送体制確保事業	福保	感染拡大時の緊急対応のため当面継続（感染拡大時のみ実施）
	重点医療機関等医療チーム派遣支援事業	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	コロナ後遺症対応医療機関	福保	後遺症への対応を継続
	在宅要介護者の受入体制整備事業（高齢）	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	在宅要介護者の受入体制整備事業（障害）	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
養育困難児童の受入体制整備事業（一時保護費含む）	福保	一般施策として継続	

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5 類移行後
保健・医療 提供体制 等	オンライン医療相談・診療等環境整備補助事業	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、 継続
	東京都感染症医療支援ドクター事業	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、 継続
	院内感染対策人材育成支援事業	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、 継続
	中小病院におけるポストコロナ時代の感染症健康危機への対応能力強化事業	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、 継続
	感染症診療協力医療機関等施設・設備整備事業	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、 継続
	新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、 継続
	感染防護具の備蓄	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、 継続

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5 類移行後
保健・医療 提供体制 等	東京都医療人材登録データベースを活用した医療人材確保事業（研修経費）	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、 継続
	診療・検査医療機関に対するPCR検査の精度管理支援	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、 継続
	保健所のデジタル化推進（音声マイニング・進捗管理のデータ化・SMS・ウェアラブル端末）	福保	感染症に強い都市（レガシー）構築のため、 継続 （健康観察の終了に伴い、SMS・ウェアラブルは終了）
	医療機関における集中的検査の実施	福保	ハイリスク層を守るため当面 継続
	新型コロナ疑い救急患者の東京ルール運用	福保	感染拡大時の緊急対応のため当面 継続 （感染拡大時のみ実施）
	救護施設における集中的検査の実施	福保	ハイリスク層を守るため当面 継続
	高齢者施設等への集中的検査の実施	福保	ハイリスク層を守るため当面 継続
保育所等におけるPCR検査の実施	福保	ハイリスク者が利用する施設に限定して当面 継続	

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5類移行後
保健・医療 提供体制 等	障害者支援施設等における集中的検査の実施	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	障害児通所支援事業所におけるPCR検査の実施	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	検査試薬の購入等	福保	コロナとの共生基盤構築のため当面継続
	通所・訪問系事業所等への集中的検査の実施	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	ゲノム解析等による変異株監視体制の強化	福保	コロナとの共生基盤構築のため当面継続
	感染症疑い患者一時受入医療機関受入支援事業	福保	感染拡大時の緊急対応のため当面継続 (感染拡大時のみ実施)
	外来診療体制等確保支援事業	福保	感染拡大時の緊急対応のため当面継続 (感染拡大時のみ実施)
	医療機関における抗原検査キット不足に備えたキットの確保	福保	コロナとの共生基盤構築のため当面継続
	新型コロナウイルス感染症入院医療確保のための後方支援病院確保事業	福保	感染拡大時の緊急対応のため当面継続 (感染拡大時のみ実施)

- 57 -

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5類移行後
保健・医療 提供体制 等	診療・検査医療機関休日小児診療促進事業	福保	感染拡大時の緊急対応のため当面継続 (感染拡大時のみ実施)
	東京都医療人材登録データベースを活用した医療人材確保事業（支援金）	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	入院調整本部の運営委託	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	高齢者等医療支援型施設の設置・運営	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	宿泊施設活用事業（妊婦等医療支援型・医療機能強化型）	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	宿泊療養施設に係る入所申込受付及び調整業務	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	患者移送体制の確保	福保	ハイリスク層を守るため当面一部継続
	都保健所における即応体制の整備	福保	保健所において業務が滞ることが無いよう、必要な人員を措置
	夜間入院調整窓口	福保	ハイリスク層を守るため当面継続

- 58 -

③ 継続（経過措置等を含む）

	事項	局名	5類移行後
保健・医療 提供体制 等	東京都新型コロナウイルス感染症患者入院・宿泊等調整システム	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	保健所への多言語での通訳支援サービス	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援事業	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	東京都新型コロナ相談センター	福保	発熱相談センター・うさぎぼ東京・自宅療養者フォローアップセンターの相談機能を統合し開設
	東京都臨時オンライン発熱等診療センター	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	新型コロナウイルス感染症の後遺症対策	福保	コロナとの共生基盤構築のため当面継続
	新型コロナウイルス感染症患者受入体制確保補助	福保	コロナとの共生基盤構築のため当面継続
	新型コロナウイルス感染症に係る医療連携に向けた準備	福保	コロナとの共生基盤構築のため当面継続
	高齢者施設に対する医療体制強化事業	福保	ハイリスク層を守るため当面継続
	感染防止対策研修事業	福保	コロナとの共生基盤構築のため当面継続
P C R 検査等感染症検体検査機器設備整備費補助事業	福保	コロナとの共生基盤構築のため当面継続	